

市町村コード					
2	8	2	0	4	9

兵庫	都道府県 市町村
西宮	

西宮市
税

法人市民税領収証書 公

口座番号				加入者				
01100-4-960054				西宮市会計管理者				
所在地及び法人名								
圧縮コード		元号	年度	管理番号				
1		3	4	6	11			19
Z15								
事業年度開始日		事業年度終了日		申告区分				
24		年 月 日		年 月 日		2 1 4 6 7 5 8 37 38 中 予 確 修 更 決 見 の 間 定 定 正 正 定 込 他		[]
法人税割額		39						50
均等割額		51						62
延滞金		63						74
督促手数料		75						86
合計額								

納期限		領収 日 付 印
上記のとおり領収しました。(納税者保存用)		
証券納付の場合で、交換決済 のないとき本領収証書は無効です。		
◎この納付書は、3枚1組ですので、 このまま切り離さずに提出してください。		

市町村コード					
2	8	2	0	4	9

兵庫	都道府県 市町村
西宮	

西宮市
税

法人市民税納付書 公

口座番号				加入者				
01100-4-960054				西宮市会計管理者				
所在地及び法人名								
圧縮コード		元号	年度	管理番号				
1		3	4	6	11			19
Z15								
事業年度開始日		事業年度終了日		申告区分				
24		年 月 日		年 月 日		2 1 4 6 7 5 8 37 38 中 予 確 修 更 決 見 の 間 定 定 正 正 定 込 他		[]
法人税割額		39						50
均等割額		51						62
延滞金		63						74
督促手数料		75						86
合計額								

納期限		領収 日 付 印	
日 計			口
			円
上記のとおり納付します。(金融機関 保存用)			

副 票

市町村コード					
2	8	2	0	4	9

兵庫	都道府県 市町村
西宮	

西宮市
税

法人市民税領収済通知書 公

口座番号				加入者				
01100-4-960054				西宮市会計管理者				
所在地及び法人名								
圧縮コード		元号	年度	管理番号				
1		3	4	6	11			19
Z15								
事業年度開始日		事業年度終了日		申告区分				
24		年 月 日		年 月 日		2 1 4 6 7 5 8 37 38 中 予 確 修 更 決 見 の 間 定 定 正 正 定 込 他		[]
法人税割額		39						50
均等割額		51						62
延滞金		63						74
督促手数料		75						86
合計額								

納期限		領収 日 付 印
指定金融 機関名 (取りまとめ店)	三井住友銀行 西宮支店	
取りまとめ局	〒539-8794 大阪貯金事務センター	
西宮市会計管理者 殿		
上記のとおり通知します。(市町村保存用) ATM読取不可		

法人市民税納付書について

1 納付場所

三井住友銀行、みずほ銀行、京都銀行、池田泉州銀行、山陰合同銀行、中国銀行、みなと銀行、播州信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、中兵庫信用金庫、神戸信用金庫、大阪協栄信用組合、近畿産業信用組合、兵庫県医療信用組合、淡陽信用組合、兵庫ひまわり信用組合、近畿労働金庫、兵庫六甲農業協同組合近畿2府4県（兵庫県、大阪府、京都府、滋賀県、奈良県、和歌山県）の各ゆうちょ銀行・郵便局西宮市役所本庁・各支所（ただしアクタ西宮ステーション、サービスセンターは除く）

◎領収証書は後日の紛争を避けるため7年間保存してください。

2 延滞金について

【本則】

納期限の翌日から納付（入）の日までの期間の日数に応じ、税額または納入金額（1,000円未満の端数があるとき、またはその金額が2,000円未満であるときは、その端数金額または全額を切り捨て）に年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）を乗じて計算した延滞金を徴収することになります。延滞金における年あたりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

ただし、下記の場合には、本則と異なる延滞金の割合（【特例】）になります。

【特例】

（平成26年1月1日から令和2年12月31日まで）

当該期間の属する各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合である特例基準割合が年7.3%に満たない場合の延滞金の割合は、次のとおりです。

①本則で年7.3%の割合については、特例基準割合に年1%を加算した割合（ただし年7.3%を上限）

②本則で年14.6%の割合については、特例基準割合に年7.3%を加算した割合
（令和3年1月1日以後）

当該期間の属する各年の前年の11月30日までに財務大臣が告示する割合に、年1%を加算した割合である延滞金特例基準割合が年7.3%に満たない場合の延滞金の割合は、次のとおりです。

①本則で年7.3%の割合については、延滞金特例基準割合に年1%を加算した割合（ただし、年7.3%を上限）

②本則で年14.6%の割合については、延滞金特例基準割合に7.3%を加算した割合

延滞金の計算方法は、それぞれの場合によって異なりますので、詳しくは、税務部税務管理課（0798-35-3219）へお問合せください。

3 滞納処分について

督促状を発送した日から起算して、10日を過ぎても完納されないときは、滞納処分に付されます。